

▶ Newsletter from our FRANKFURT OFFICE (Tokyo - Frankfurt): *Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts-gesellschaft mbH*
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の欧州対応チーム及びフランクフルトオフィスよりニュースレターをお届け致します。当事務所は、日本弁護士に加え、ドイツ法その他の外国法の取扱経験が豊富な外国法事務弁護士から成るチームを擁し、日本法及びドイツ法実務を総合的に連携させることで、外国法共同事業を行っております。渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の欧州対応チーム、ヤンセン外国法事務弁護士事務所との外国法共同事業及びフランクフルトオフィス間の有機的な連携のもと、多種多様な業務に関して、日本法、ドイツ法及びEU法に関して日本語、英語及び／又はドイツ語を用いてアドバイスを行っております。



英国のEU 離脱 (Brexit) と金融機関等によるフランクフルト拠点の設立

～ (1) EU パスポートの喪失と金融機関に与える影響 ～

| Page 1/4 |

2017年9月 No.FRT_001

EU 離脱を選択した英国国民投票

2016年6月23日の英国国民投票の結果、英国は欧州連合 (EU) 及び欧州経済領域 (EEA) から離脱するものと考えられている^[1]。

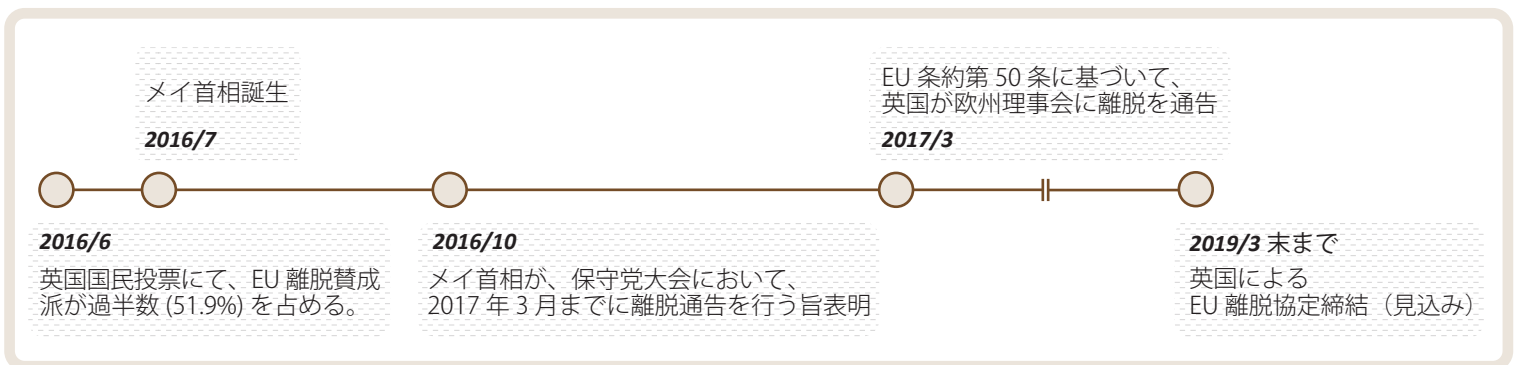
2017年3月29日、EU 条約^[2] 第50条に基づき、英国は、EU 離脱を正式に宣言し、EU 離脱手続が開始された。撤退合意に向けた離脱交渉は、2017年6月19日より予定通り開始している^{[3][4]}。

英国を拠点とする多くの銀行、証券会社、その他の金融機関（以下、「金融機関等」と総称する。）は、EEA 域内で金融関連業務を行うことができなくなることを懸念し、その事業の一部を英国以外の他の EU 域内の国へ移転するための検討を既に開始している。離脱交渉の具体的な結果について現時点では不明だが、英国の EU 離脱が金融機関等に大きな影響を与えるものと考えられる。

本ニュースレターでは、Brexit が金融機関等に与える影響に関連して、金融機関等がフランクフルトに現地法人を設ける際の留意点を全3回（予定）に分けてご紹介する。

今回は、Brexit が EU パスポートに与える影響及び Brexit による金融機関等の反応について概説する。

ニュースレター第2号では、ドイツにおける会社設立手続きや、EU における金融関連事業免許取得手続等について概説し、また、第3号では、ドイツ労働法の側面について概説する予定である。



EU パスポートの喪失

Brexit により、英国を拠点とする金融機関等は、いわゆる EU パスポートを失うおそれがある。EU パスポートとは、金融機関等が、EEA 加盟国のいずれかの国において金融関連業務に係る許認可を取得すれば、他の EEA 域内の国においても当該業務を遂行することができるという許認可をいう。2019年3月末までに予定されている撤退協定において例外が認められない限り、離脱協定締結により、現在英国において設立されている金融機関等が、第三国を拠点とする金融機関等、すなわち EEA 域外における金融機関等として取り扱われ、それにより現行の EU パスポートを失うことになってしまう可能性がある。

EU パスポートの喪失により、あらゆる金融機関等の業務（銀行業、資産運用業、保険仲介業等）が影響を受ける。資産運用業務に関連して、オルタナティブ投資ファンドマネージャー指令^[5] (AIFMD)^[6] においては、オルタナティブ投資に係る運用業者が、いわゆる“同等性の評価”^[7] を獲得することにより、EEA 域外の第三国に拠点を有する金融機関も EEA 域内で業務を行うことができる可能性があり、これにより Brexit 後も英国に拠点を有するオルタナティブ投資に係る運用業者が、欧州委員会の承認等のもと、EEA 諸国でファンドマネジメント業務を行うことができる可能性がある。^{[8][9]}

しかしながら、譲渡可能証券に係る集団投資事業 (UCITS)^[10] を EEA 域内において遂行するためには、“同等性の評価”に係る緩和制度は付与されず、ファンド及びその運用会社が EEA 域内で免許を取得しなければならないと考えられる (UCITS 指令)^[11]。すなわち、もし未だ EEA 域内で許認可を取得していない場合、UCITS に係る英国の資産運用会社は、Brexit 後において、英国以外の EEA 加盟国において拠点を設置する必要に迫られることになると考えられる^[12]。

2017年9月 No.FRT_001

英国が、EUを離脱した場合において、EU予算への拠出をせず、また、人の自由な移動を認めないとすれば、恩恵的なシステムのみ（すなわち、EUパスポートのみ認めるといった温情的措置）が維持される可能性は低いと思われる。例えば、ノルウェーは、EEAの加盟国となっていて、EU加盟国ではないものの人の移動の自由を認めている。この点、現状、メイ首相は、人の移動の自由を認めることに関して否定的な立場をとっているため、かかるノルウェーモデルはBrexit後の英国には許容されないと考えられる。

■ Brexitによる金融機関等の反応

[図 1]

英国でEUパスポートを取得している多くの金融機関等が、Brexit後においてもEEA域内へのアクセスを確保し事業を行うことを可能とするために、フランクフルトに新たに現地法人を設立する旨表明している。

フランクフルトは、欧州中央銀行（ECB）、欧州保険・企業年金監督局^[13]、ドイツ連邦銀行及びドイツ連邦金融監督庁^[14]の所在地であるなど、EUにおける金融市場をリードする金融センターのひとつである^[15]。EU域内の金融政策を決定・実施をするECBとの地理的接近性は、特に金融機関等にとって有利となる^[16]。フランクフルトに拠点を設けることにより、規制当局と緊密で頻繁なコミュニケーションをとることが可能となり、情報交換、ロビー活動並びに質疑及び将来の政策についての議論を可能とする。

この点、ヴォルフガング・ジョイブレ（ドイツ財務相）は、英国のEU離脱後は、フランクフルトを新しい拠点とすることを金融機関等に推奨し、ドイツの安定した経済が移転の大きなメリットとなる旨の声明を発表している。また、フォルカー・ブフィエ（ヘッセン州首相）も、フランクフルトを「ヨーロッパ大陸における最重要経済中心都市かつ金融市場の安定的な要所である。」として金融機関等のフランクフルトへの拠点設置を推奨している^{[17][18][19]}。

また、フランクフルトへの移転が労働関連規制により足かせとならないようにするために、ヘッセン州では、現在、一定の高所得者（インベストメント・バンカーなどを想定）に対する労働法上の要件を緩和する方策を検討している（次号以降のニューズレターにおいて概説する。）。

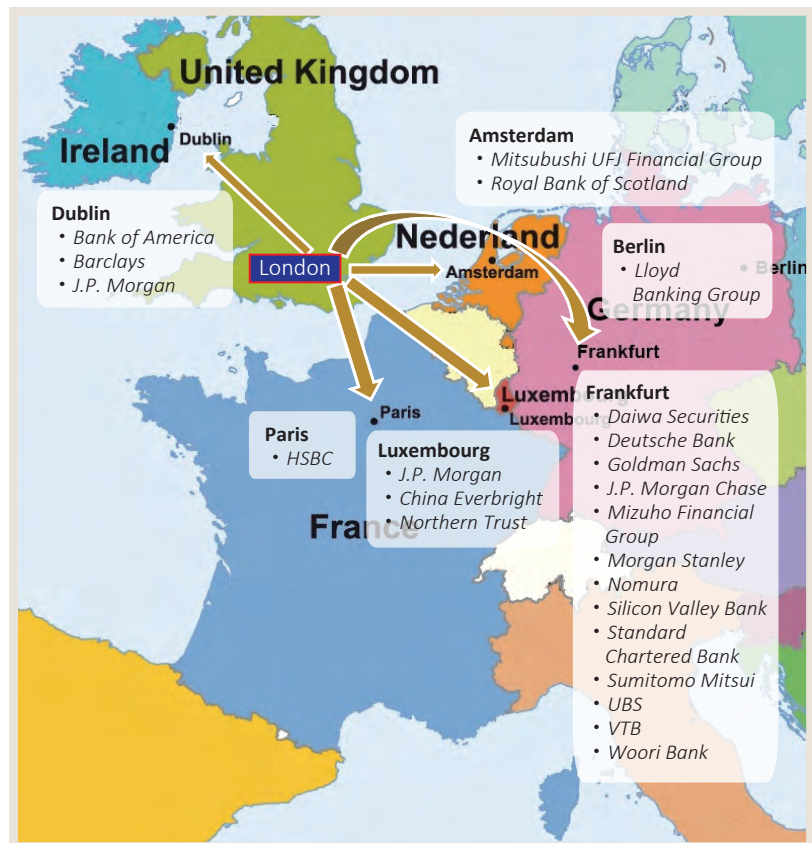
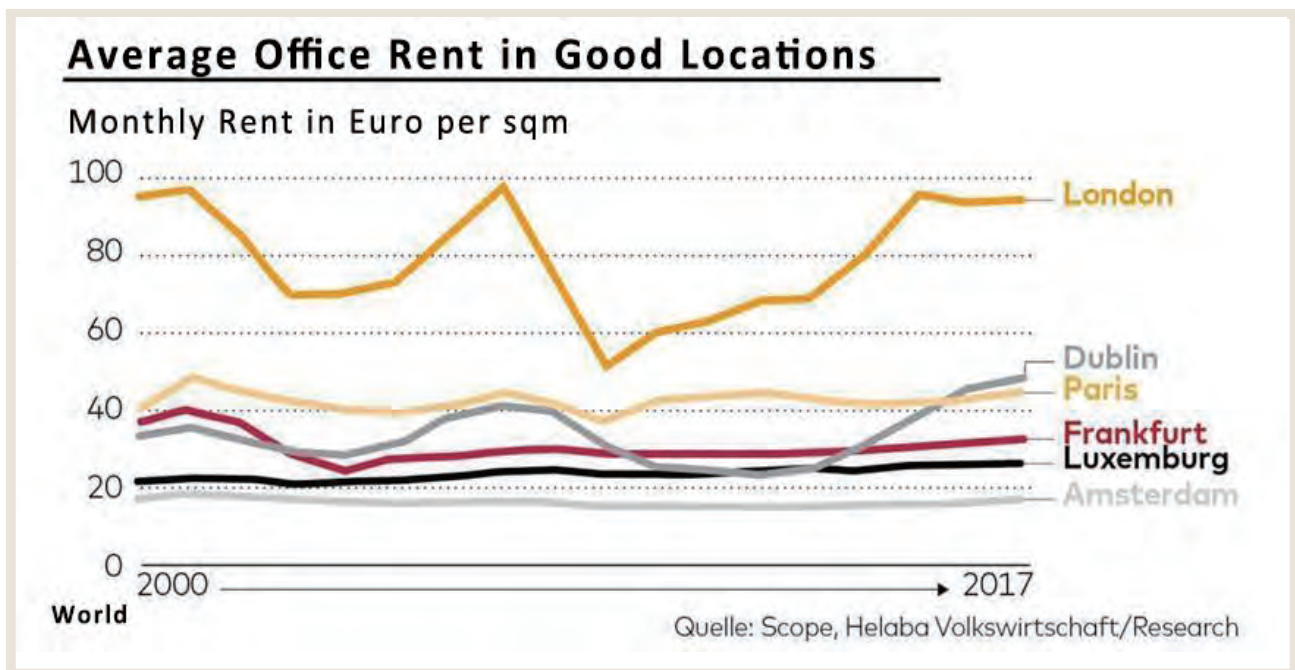


Image retrieved from the website of European Commission:
<https://ec.europa.eu/avservices/photo/photoByMediaGroup.cfm?sitelang=en&mgid=38>

[図 2]





Frankfurt



London

[1] 欧州自由貿易連合 (EEA) から離脱するものと考えられている。理論上、EU から離脱しつつ、EEA に留まることも考えられるが、人の移動の自由を否定しつつ、貿易の自由を求めること (いわゆる「いいとこ取り」) は都合がよすぎるとの批判が考えられ、実際上、EU 離脱となれば EEA に留まることは困難と思われる。

[2] The Treaty on European Union (2012/C 326/01)

[3] 原則として、離脱の通告より 2 年の間に撤退協定が締結されない場合、EU における各条約は適用されないこと (EU 条約第 50 条第 3 項) (すなわち、Hard Brexit となる。) となってしまうため、かかる Hard Brexit となる事態を避けるためには、2019 年 3 月 29 日までに撤退協定が締結される必要がある。

[4] 2017 年 6 月 8 日、英国下院選挙で保守党が過半議席を獲得できず敗北したことにより、移民制限を優先する、いわゆる“Hard Brexit”から、経済面を重視する、いわゆる“Soft Brexit”への路線変更を求める声が一時的に強まったとされているが、同月 19 日、英国側の離脱交渉責任者であるデービス離脱担当大臣は、選挙前と方針は変わっていない旨明言した。

<https://www.theguardian.com/politics/2017/jun/19/brexit-talks-david-davis-michel-barnier-brussels-uk-eu>

[5] Alternative Investment Fund Managers Directive。EU 域内で組成されるヘッジファンドや PE ファンド (プロ投資家向け) などの投資ファンドを EU 金融当局の監視下に置くための制度。

[6] 指令 2011/61/EU。本指令は、欧州連合におけるオルタナティブ投資ファンド (AIFs) の運用及び/又はマーケティングを行うオルタナティブ投資ファンドの運用会社 (AIFMs) に係る許認可、営業の継続性及び透明性について規定を定めている。

[7] 「同等性の評価」に係る制度 (Third-Country Equivalence) とは、第三国に拠点を有する金融機関等が、EEA 域内において金融サービスを提供するに際して、当該第三国における規制が EEA 域内の規制と実質的に近似している場合、当該第三国において規制される金融機関は、他の外国金融機関に対するものよりも緩やかな規制に基づいて EEA 域内において金融サービス提供業務を遂行することができるという制度である。この点、仮に「同等性」が認められたとしても、理論上、当該評価が覆されるおそれをはらむなど、EU パスポートに比べると、制限が多く、その効力は強くないと考えられる。

[8] 金融商品市場指令 (Markets in Financial Instruments Directive) (指令 2004/39/EC) についても、いわゆるプロ投資家をターゲットとする金融商品に限定されるものの、同等性評価を取得することにより、EU パスポートに準じた取扱いを受けうる可能性がある。同指令は、EU における金融商品取引所間の競争の活性化し、また、EEA における投資家や投資サービスの利用者の保護を目的としている。同指令は、長年の複数回に及ぶ改正により金融商品市場指令 II (2014/65/EU) として再公布され (2018 年 1 月施行予定)、当該新指令は、金融商品及び投資サービス活動の範囲の拡大、投資家保護の強化及び透明性の拡充を目的としている。

[9] 同等性評価を獲得できたとしても、承認申請は、Brexit 後 (すなわち、2019 年 3 月後)、2 年経過した後とされており、Brexit 後の英国を拠点とするオルタナティブ投資ファンドマネージャーは、EEA 域内に拠点を設けない限り、EEA 域内で業務をできない期間が生じてしまう。

[10] Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities

[11] 指令 2009/65/EC は、少なくとも EEA 域内のいずれかの国において認可された場合、当該集団投資スキームの組成が、EEA 域内において可能であるものとする。

[12] 他に、資本要求指令 IV (2013/36/EU) においても、現状、原則として、EU パスポートに類似する同等性の評価に係る制度は付与されないと考えられる。

[13] European Insurance and Occupational Pensions Authority

[14] Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht

[15] 他にも、フランクフルト証券取引所、ドイツ連邦銀行や、民間では、ドイツ銀行やコメルツ銀行の本店などが所在する。

[16] たとえば、Guideline of the European Central Bank of 30 December 2005 amending Guideline ECB/2000/7 on monetary policy instruments and procedures of the Eurosystem

[17] 地理的、公共交通機関的要因としても、フランクフルトの空港は、ドイツ最大の空港として、世界的に重要な国際的なハブ空港として利用されており、また、市の中心地からたった 20 分の距離に位置し、日本への直行便も毎日出航している。

[18] フランクフルトには、約 100 万平米の即入居可能な空室オフィス物件があり、今後数年でさらに 25 万平米のオフィス用地が確保され、また、20 の新しい高層ビル建設が予定されているとも報道されている。

<http://www.bbc.com/news/business-41026575>

[19] 言語面においても、フランクフルトにおける日常生活を英語で送ることが可能である。確定申告及び規制上の届出を英語で行うオプションも提供されている。

Topics

2017年9月1日より都筑大輔弁護士が University of Southern California (USC) Gould School of Law での留学を終え、フランクフルトオフィスにて執務しております。

Author(s) / Contacts

[執筆/日本の窓口]



弁護士
植松 貴史

パートナー

> [View Profile](#)

E-mail:

takafumi.uematsu@aplaw.jp

[執筆/現地窓口] 渥美坂井ヤンセン弁護士法人 *



ドイツ連邦共和国弁護士 **
フランク・ベッカー

パートナー

> [View Profile](#)

E-mail:

frank.becker@asj-law.jp

[執筆] 渥美坂井ヤンセン弁護士法人 *



ドイツ連邦共和国弁護士 **
パスカル・ゾッパー

> [View Profile](#)

E-mail:

pascal.soepper@asj-law.jp

* ドイツ連邦共和国における弁護士法人
** 但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない

Profiles

植松 貴史 Takafumi Uematsu

EU における金融規制、競争法、データ保護に係る案件等の EU 関連法務のほか、証券会社での執務経験などを通じて、証券化や M&A 案件にも多数従事している。

Norton Rose Fulbright Frankfurt Office で執務した経験を持つ。第一東京弁護士会・カリフォルニア州弁護士会所属。



フランク・ベッカー Frank Becker

英大手法律事務所での勤務を経て、米大手法律事務所のミュンヘンオフィスの創立パートナーとして活躍したのち現在に至る。

M&A 取引及びジョイントベンチャーの分野における豊富な知見に加え、1年間日本で法律（主に日本国憲法）を研究した経験を有する。日本のクライアントに対して、トランザクション案件、コーポレート案件、FinTech、コンプライアンスに係る問題などについて、ドイツ法関連のアドバイスを行っている。

パスカル・ゾッパー Pascal Soepper

新潟大学で助教授として3年間勤務後、2016年にヤンセン外国法事務弁護士事務所（渥美坂井法律事務所との外国法共同事業）に入所。本年9月よりフランクフルトオフィスにて執務開始。クラウドファンディングに重点を置き、一般企業法務並びにIT法及びFinTechの分野で活躍している。

フランクフルトオフィス所在地

Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Taunusanlage 21
60325 Frankfurt am Main
Germany

お問合せ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
欧州対応チーム

E-mail:

info_frankfurt@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。